

# 岐阜県公報

第二千四百九十五号  
平成二十五年十一月八日

(金曜日)

土地改良区役員の退任  
落札者等に関する公示

(西濃農林事務所) 七四〇  
(会計課) 七四〇

## 目次

教育委員会規則

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

(特別支援教育課) 七三〇<sup>ハ</sup>

告示

特別保護地区の指定に関する告示の一部改正

(自然環境保全課) 七三一

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 七三一

道路の区域変更

(道路維持課) 七三四

道路の供用開始

(同) 七三五

土砂災害特別警戒区域の指定の一部解除

(砂防課) 七三六

公示

落札者等に関する公示

(管財課) 七三六

平成二十四年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要

(市町村課) 七三六

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商業流通課) 七三七

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(同) 七三八

揖斐川地域森林計画の案の縦覧

(林政課) 七三八

木曾川地域森林計画の変更案の縦覧

(同) 七三八

宮・庄川地域森林計画の変更案の縦覧

(同) 七三九

長良川地域森林計画の変更案の縦覧

(同) 七三九

飛驒川地域森林計画の変更案の縦覧

(同) 七三九

公共測量の実施

(用地課) 七三九

落札者等に関する公示

(水道企業課) 七四〇

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)  
に当たる  
ときは翌日

平成二十五年十一月八日

教育委員会規則

学校教育法施行細則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成二十五年十一月八日

岐阜県教育委員会

委員長 野 原 正 美

岐阜県教育委員会規則第十一号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和三十三年岐阜県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十条の二の見出し中「認定就学者」を「小学校又は中学校に就学することが適当であると思料する者」に改める。

第十一条第二項中「（特別支援学校の中学部）に就学させるべき場合（に限る。）」を削る。  
第十二条の次に次の一条を加える。

（区域外就学の届出の通知）

第十二条の二 政令第十三条の二の規定による区域外就学の届出の通知は、別記第十一号様式によらなければならない。

第十三条の見出し中「視覚障害者等」を「特別支援学校」に、「指定」を「指定等」に改め、同条中「視覚障害者等」を「特別支援学校」に改め、「それらの者を」と削り、「別記第十一号様式」を「別記第十二号様式」に改める。

第十四条中「視覚障害者等の入学期日等」を「就学させるべき児童生徒等の氏名及び入学期日」に、「及びそれらの者を就学させるべき学校の指定」を「並びにその指定した学校」に、「別記第十二号様式」を「別記第十三号様式」に改める。

第十五条中「第十六条」を「第十六条後段」に、「別記第十三号様式」を「別記第十四号様式」に、「別記第十四号様式」を「別記第十五号様式」に改める。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

別記第五号様式及び別記第六号様式中「認定就学者として就学することが適当である」と思料する者についての通知書」を「小学校又は中学校に就学することが適当であると

思料する者についての通知書」に、「認定就学者として小学校」を「小学校」に改め、

別記第六号様式中「認定就学者として就学させることが適当でない」と認められた者についての通知書」を「特別支援学校に就学させることが適当であると認められた者についての通知書」に、「認定就学者として小学校又は中学校に」を「特別支援学校に引き続き」に「適当でない」と認めたので、を「適当であると認められたので」に改める。

別記第六号様式中「認定就学者として就学させることが適当でない」と認められた者についての通知書」を「特別支援学校に就学させることが適当であると認められた者についての通知書」に、「認定就学者として小学校又は中学校に」を「特別支援学校に引き続き」に「適当でない」と認めた旨」を「適当であると認められた旨」に改める。

別記第十号様式中「児童生徒等のうち視覚障害者等学齢簿の原本加添訂正通知書」を「児童生徒等のうち認定特別支援学校就学者学齢簿の原本加添訂正通知書」に改める。

別記第十五号様式を削り、別記第十四号様式を別記第十五号様式に、別記第十三号様式を別記第十四号様式とする。

別記第十二号様式中「視覚障害者等の入学期日等並びにそれらの者を就学させるべき学校の指定通知書」を「就学させるべき児童生徒等の氏名及び入学期日並びにその指定した学校の通知書」に、「特別支援学校へ」を「特別支援学校へ」に、「就学すべき学校」を「学校」に改める。

「指定した学校」に「姓名」を別記第十三号様式に、

別記第十一号様式を別記第十二号様式とし、別記第十号様式の次に次の一様式を加える。

第11号様式(第12条の2関係)

岐阜県教育委員会 様

教育委員会名 印

番 年 月 日

認定特別支援学校就学者の区域外就学の届出通知書

次の者について、区域外就学させる旨の届出がありましたので、学校教育法施行令第13条の2の規定により通知します。

記

児童・生徒				保護者			
氏名	性別	生年月日	現住所	就学させる学校	氏名	続柄	現住所

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成二十五年九月一日から適用する。(経過措置)

2 この規則の適用の際、現にこの規則による改正前の学校教育法施行細則の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則による改正後の学校教育法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

告示

岐阜県告示第五百十号

特別保護地区の指定に関する告示(平成十九年岐阜県告示第六百三十四号)の一部を次のように改正し、平成二十五年三月二十九日から適用する。

平成二十五年十一月八日

岐阜県知事 古田 肇

一の表虎溪山特別保護地区の項中「虎溪山風致地区」を「平成十六年五月十八日現在の虎溪山風致地区」に改める。

岐阜県告示第五百十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十一月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

大垣市上石津町谷畑字北谷五六四(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。( )

岐阜県告示第五百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市付知町字宮ノ上三七二の二、四〇六の一、四〇六の四

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市付知町字向山一〇二二の二、字池島二四二の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市笠置町姫栗字加須里一八三九の一、笠置町河合姫栗入会地字カスリ一九三三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町小那比字森前二三五〇、二三五三、二三五四、二五六〇の一、二五六〇の二、二五六一、二五七六の一から二五七六の六まで、二五七七の一、二五七七の五、二五八〇、二五八一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保

保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

不破郡垂井町宮代字御前谷二六一七の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

大野郡白川村大字芦倉字下水上一四八の七から一四八の九まで、一五六の八、一五六の一一

二 指定の目的

三 土砂の流出の防備  
指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
  - 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十一月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域	敷地の幅	延長	備考
岐阜県		坂福下岡線		中津川市田瀬字下田瀬上 二五二番一地从先から 同 市同 字同 三一〇番三地从先まで		別前後	ル(メートル)	ル(メートル)	BA及び関係図面をのる表示区分をう
後B	前A	別前後	敷地の幅	延長	備考				
一六〇	一六〇	ル(メートル)	一六〇	一六〇					
三三〇	三三〇	ル(メートル)	三三〇	三三〇					
五五〇	五五〇	ル(メートル)	五五〇	五五〇					

岐阜県告示第五百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。  
なお、その関係図面は、平成二十五年十一月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域	敷地の幅	延長	備考
一般		国道百五十七号		本巢市根尾長嶺字道東四 四一番一地从先から 同 市同 字道東四 四一番二地从先まで 同 市同 字道東四 四一番一地从先から 同 市同 字道東四 三六番二地从先まで 同 市根尾越卒字吉田四 本巢市根尾長嶺字道東四 四一番一地从先から 同 市根尾越卒字吉田四 本巢市根尾長嶺字道東四 四一番二地从先から 同 市根尾越卒字吉田四 本巢市根尾越卒字吉田四 同 市根尾越卒字吉田四 本巢市根尾越卒字吉田四 同 市根尾越卒字吉田四 同 市根尾越卒字吉田四		別前後	ル(メートル)	ル(メートル)	BA及び関係図面をのる表示区分をう
前	後B	別前後	敷地の幅	延長	備考				
二五〇	二五〇	ル(メートル)	二五〇	二五〇					
四〇〇	四〇〇	ル(メートル)	四〇〇	四〇〇					
四六〇	四六〇	ル(メートル)	四六〇	四六〇					



岐阜県告示第五百二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第百三十六号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年十一月八日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
倉洞谷	下呂市小坂町大垣内	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十五年十一月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 購入物品及び予定数量 岐阜県庁舎で使用する電気 3,592,000kWh
- 2 供給期間 平成25年11月1日0時から平成26年10月31日24時まで

3 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

4 入札公告を行った日 平成25年8月23日

5 落札者を決定した日 平成25年10月2日

6 落札者の住所及び氏名 東京都港区芝公園二丁目6番3号

株式会社エネット

代表取締役社長 池辺 裕昭

7 落札金額 74,935,660円

8 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県総務部管財課

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

平成二十四年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第三条第四項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同法第三条第三項の規定による県内市町村の平成二十四年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に係る報告を取りまとめたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公表する。

平成二十五年十一月八日

岐阜県知事 古田 肇

平成24年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要

1 健全化判断比率

(単位：%)

市町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
岐阜市			4.5	5.8
大垣市			2.9	22.9
高山市			8.4	
多治見市			-0.1	
関市			10.9	

中津川市			12.6	73.7
美濃市			13.6	86.0
瑞浪市			5.4	12.5
羽島市			11.3	56.2
恵那市			11.0	36.3
美濃加茂市			12.4	11.9
士岐市			7.2	
各務原市			2.0	
可児市			4.2	
山県市			18.6	77.5
瑞穂市			3.0	
飛騨市			13.9	49.6
本巣市			4.5	3.0
郡上市			18.5	89.3
下呂市			12.5	52.5
海津市			11.5	70.4
岐南町			7.7	
笠松町			6.7	67.1
養老町			8.5	84.1
垂井町			11.5	9.9
関ヶ原町			13.6	78.2
神戸町			9.3	56.8
輪之内町			6.9	29.2
安八町			15.8	113.7
揖斐川町			7.6	
大野町			0.9	

池田町			10.7	59.8
北方町			10.4	
坂祝町			11.1	
富加町			11.7	
川辺町			10.8	22.1
七宗町			13.1	
八百津町			10.8	11.9
白川町			11.8	25.2
東白川村			12.0	25.1
御嵩町			12.1	62.2
白川村			2.3	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率がない場合並びに将来負担比率が算出されない場合(地方債現在高などの将来負担より基金などの充当可能財源が多い場合)は、「」と表記している。

2 資金不足比率  
県内の市町村及び一部事務組合の全公営企業会計において、資金不足比率はないため、算出される資金不足比率はない。

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十五年十一月八日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十五年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

土岐プレミアム・アウトレット  
 土岐市土岐ヶ丘二丁目二番地  
 二 意見の概要  
 意見なし(届出事項 変更)

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第四項により同法第六条第二項による届出とみなし次のとおり公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年十一月八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び飛騨振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日  
平成二十五年十月二十九日
- 二 届出者の氏名又は名称  
株式会社くらや
- 三 建物の名称及び所在地  
くらやホームセンター本店  
高山市昭和町一丁目二二三番地の一 外  
変更しようとする事項
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 三、二九四平方メートル  
(変更後) 二、九七〇平方メートル

揖斐川地域森林計画の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により揖斐川森林計画区の地域森林計画を樹立したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十五年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

縦覧場所	岐阜県林政部林政課 岐阜県岐阜農林事務所林業課 岐阜県西濃農林事務所林業課 岐阜県揖斐農林事務所林業課
縦覧期間	平成二五・一一・九から 同二二・九まで

木曾川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により木曾川森林計画区の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十五年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

縦覧場所	岐阜県林政部林政課 岐阜県可茂農林事務所林業課
縦覧期間	平成二五・一一・八から 同二二・九まで

岐阜県東濃農林事務所林業課  
岐阜県恵那農林事務所林業課

宮・庄川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により宮・庄川森林計画区の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十五年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

縦 覧 場 所	岐阜県林政部林政課 岐阜県飛騨農林事務所林業課
縦 覧 期 間	平成二五・一一・八から 同二二・九まで

長良川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により長良川森林計画区の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十五年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

縦 覧 場 所	岐阜県知事 古 田 肇
縦 覧 期 間	

岐阜県林政部林政課

岐阜県岐阜農林事務所林業課

岐阜県中濃農林事務所林業課

岐阜県郡上農林事務所林業課

飛騨川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により飛騨川森林計画区の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十五年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

縦 覧 場 所	岐阜県林政部林政課 岐阜県可茂農林事務所林業課 岐阜県下呂農林事務所林業課
縦 覧 期 間	平成二五・一一・八から 同二二・九まで

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

縦 覧 場 所	岐阜県知事 古 田 肇
縦 覧 期 間	

- 一 作業機関  
可児市
- 二 作業種類  
公共測量（道路台帳補正）
- 三 作業期間  
平成二十五年十月十六日から  
同 二十六年三月二十五日まで
- 四 作業地域  
可児市

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十五年十一月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 購入物品の名称及び数量 岐阜県東部広域水道事務所落合取水場で使用する電気  
(予定数量) 9,407,000kWh
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成25年9月9日
- 4 落札者を決定した日 平成25年10月23日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都千代田区大手町一丁目4番2号  
丸紅株式会社
- 6 落札金額 146,523,007円  
国内電力プロジェクト部長 福田 知史
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称 岐阜県東部広域水道事務所  
(2) 所在地 岐阜県瑞浪市釜戸町2190番地12

土地改良区役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十五年十一月八日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住 所
養老町大田新田土地改良区	平成二十五年十月十八日	理事	木村 章	養老郡養老町大場六三番地

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十五年十一月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 交通規制情報管理システム機器等の賃貸借等 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成25年7月26日
- 4 落札者を決定した日 平成25年9月6日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都板橋区舟渡三丁目9番6号  
アトミック又株式会社  
代表取締役 小林 和幸
- 6 落札金額 26,197,500円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課  
(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号